

瀬戸内市タクシー活用事業

令和7年度分の申請を、4月1日から受け付けます。

【対象】 次の①と②のどちらにも該当する方

① 市内の公共交通不便地域にお住まいの方

② 満65歳以上で運転免許（原付やバイクを含む）を持っていない方

事業の対象となる公共交通不便地域とは、次の2つの条件を満たす場所です。

【条件1】 大富駅、バスの停留所から400メートル以上離れている地域

【条件2】 邑久駅、長船駅から1キロメートル以上離れている地域

- 「バスの停留所」とは次のバス事業者が運行する路線バスの路線にある停留所です。

瀬戸内市営バス・両備バス・備前市営バス・宇野バス

両備バスが運行する路線のうち、運行便数が極めて少ない「西脇線」、瀬戸内市営バス路線の「虫明・長島愛生園線の瀬溝から愛生園の間」の停留所は除外します。

- 前島地区（牛窓町牛窓）は、タクシー事業者が対応できないため、この事業の対象地域とはなりません。島内の移動に利用できる前島地域内交通を実証運行中です。

※令和6年度までは条件を満たす妊産婦の方を対象にタクシー活用事業の対象としていましたが、令和7年度から健康づくり推進課による妊産婦の方を対象としたタクシー助成事業が開始します。

詳細は健康づくり推進課にお問い合わせください。

「バスの停留所等から自宅までの距離が分からない」などの場合は、市でお調べしますので、市役所企画振興課にお問い合わせください。

瀬戸内市企画振興課 ☎ 0869-22-1113

申請により、タクシー利用券を交付します。

1枚500円の利用券を1か月当たり6枚交付



裏面へ→

申請から利用までの手順

1. 申請書を提出

申請の際には**身分証明書**が必要です！

- 申請書は次の場所で配布しています。
 - ・市役所 **本庁（企画振興課）・牛窓支所・長船支所・裳掛出張所**
 - ・申請書は市のホームページからダウンロードすることもできます。
- 申請書を提出する際に、ご本人確認のため**身分証明書をご提示**いただきますので、保険証等をお持ちください。

【注意】 福祉課が実施する「福祉タクシー助成事業」及びいきいき長寿課が実施する「高齢福祉タクシー助成事業」と重複して申請することはできません。いずれかに該当する方は、必ず「福祉タクシー助成事業」または「高齢福祉タクシー助成事業」の申請を優先してください。

- 申請書の提出は、上記窓口のほか、企画振興課へ**郵送・FAX**でも可能です。**郵送・FAX**で提出する際は身分証明書(保険証等)の写しを添付してください。

2. タクシー利用券が届く

- 申請書の内容を市が確認し、認められるとタクシー利用券を申請月からその年度末分まで一括で交付します。
- **利用券は後日郵送でお届け**します。申請書の提出と引き換えでお渡しすることはできませんのでご注意ください。



3. タクシーを利用する

- 乗車するときに、タクシー利用券を使用することを乗務員に伝えてください。運賃の支払い時に利用券を乗務員に渡し、残りの運賃は利用者がお支払いください。（利用券は一度に何枚でも使えます。）
 - ・運賃を超える金額を利用券で支払うことはできません。**差額は現金でお支払いください。**
- 利用券をお届けする際に、利用できるタクシー会社の一覧表を同封しますのでご確認ください。
- **乗車と降車のいずれか（またはどちらとも）が市内の場合に利用できます。**
 - ・乗車と降車のどちらともが市外の場合は利用できません。

◆対象の地域（公共交通不便地域）は、停留所の新設や移設等の状況により変更になることがあります。

【お問い合わせ・郵送・FAX 先】

瀬戸内市総合政策部企画振興課

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300-1

TEL：0869-22-1113 FAX：0869-22-3304